

第2次小美玉市男女共同参画推進計画

いろとりどりパレットプラン

令和4年度事業予定状況

(年次報告書)



小美玉市

令和4年度小美玉市男女共同参画推進計画 「いろとりどりパレットプラン」の進捗状況

(目的)

いろとりどりパレットプランを推進する基本目標を掲げ、小美玉市における男女共同参画施策の方向性を明らかにし、施策の展開を推し進めているところですが、その着実な推進を図るために、[令和3年度の実施状況](#)を調査・自己評価をし、次年度の事業計画に反映することにより、男女共同参画社会の実現に向けて施策の推進を図る。

- この報告書は、令和2年3月に策定された第2次小美玉市男女共同参画推進計画（いろとりどりパレットプラン）の進捗状況の具体的な取組（事業）の進捗状況をお知らせするものです。
- 第2次小美玉市男女共同参画推進計画（いろとりどりパレットプラン）の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間となっており、今回は令和3年度末の各事業内容についての取組の実績及び令和4年度の事業予定の報告となります。
- 報告書の担当課については、策定された計画書とは違う場合がありますが、この年次進捗状況報告書の中では、組織機構改革及び事務分掌等の見直しに柔軟に対応することとし、現在の担当課が報告するものとして記載されています。

実施状況	割合	
A：実施した（一部実施も含む）	59	90.8%
B：検討は行ったが実施には至らなかった	5	7.7%
C：検討も実施もしなかった	1	1.5%

取組評価	割合	
1：計画以上に達成できた	0	0.0%
2：ほぼ計画通りにできた	59	100.0%
3：計画には及ばなかった	0	0.0%

第2次小美玉市男女共同参画推進計画 目標指標達成状況

* 水色の欄は各年ではなく、令和6年の数値のみを入力。(第3次計画時の市民意識調査で同じ設問を設定して調査する)

	目標指標	内容	担当課	(参考) 平成20年	現況値 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 令和6年
基本 目標 1	「男女共同参画社会」という言葉の周知度	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「男女共同参画社会」の言葉について、「内容を知っている」と答えた人の割合の拡大を目指す。	市民協働課	(女性)13.7% (男性)15.3%	(女性)19.1% (男性)18.5%						(女性)23.0% (男性)23.0%
	性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「男性は仕事、女性は家庭」に「反対する(どちらかといえば反対も含む)」と答えた人の割合の拡大を目指す。	市民協働課	-	(女性)64.4% (男性)53.3%						(女性)67.0% (男性)63.0%
	男女共同参画推進事業の参加者数	男女共同参画推進事業の参加者の拡大を目指す。(レイクエコー講座・男女共同参画研修講座・男女共同参画推進フォーラム等)	市民協働課	-	(平成30年)	28	248				500人
	学校教育の場での男女平等の意識	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「学校教育の場」で男女の地位が「平等」になっていると答えた人の割合の拡大を目指す。	市民協働課	(女性)43.8% (男性)56.4%	(女性)55.2% (男性)61.8%						(女性)60.0% (男性)65.0%
	「国際交流ひろば」の参加者数	「国際交流ひろば」等の交流イベントの参加者数の拡大を目指す。	市民協働課	120人	416人	中止	中止				500人
	基本 目標 2	地域での役員選挙等で男女が不平等であると思う市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「役員選挙や運営に男女不平等な扱いがある」と答えた人の割合減を目指す。	市民協働課	(女性)6.0% (男性)10.1%	(女性)8.5% (男性)7.4%					
市の審議会委員に占める女性の割合		市の審議会委員に占める女性の割合の拡大を目指す。	市民協働課	17.70%	(平成30年) 22.3%	25.70%	26.30%				35.00%
市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合		市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合の拡大を目指す。	総務課	3.60%	25.20%	22.20%	22.80%				30.00%
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の周知度		「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「ワーク・ライフ・バランス」の言葉について、「内容を知っている」と答えた人の割合の拡大を目指す。	市民協働課	(女性)15.6% (男性)14.7%	(女性)31.1% (男性)30.1%						(女性)35.0% (男性)35.0%
農業委員に占める女性の人数		農業委員に占める女性の人数の拡大を目指す。	農業委員会	0人	2人	2人	2人				3人
基本 目標 3	「男女が協力し子育て・介護に取り組める支援体制」が充実していないと考えている市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「今後重点的に進めてほしい施策」で「男女が協力し子育てや介護に取り組める支援体制を整備する」と答えた人の割合減※を目指す。 (※割合が減ると施策が推進していると考えられるため)	市民協働課	(女性)67.3% (男性)55.6%	(女性)62.2% (男性)48.5%						(女性)58.0% (男性)42.0%
	「生活上の困難に陥りやすい人が安心して暮らせない」と考えている市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「今後重点的に進めてほしい施策」で「生活上の困難に陥りやすい人が安心して暮らせる環境の整備」と答えた人の割合減※を目指す。 (※割合が減ると施策が推進していると考えられるため)	市民協働課	-	(女性)43.3% (男性)40.4%						(女性)38.0% (男性)35.0%
	女性のがん検診受診者の割合	生涯にわたる女性の健康づくりを推進するための施策として、女性のためのがん予防に重点を置き、女性のがん検診受診率向上を目指す。	健康増進課	-	(乳がん検診) 21.4% (子宮がん検診) 17.4%	8.80%	22.70%				(乳がん検診) 25.0% (子宮がん検診) 20.0%
	産後の指導・ケアに満足している人の割合	育児不安や産後うつが増加する時期に、安心して育児を行うことができると感じる人の割合の増加を目指す。	健康増進課	-	89.80%	89.50%	89.50%				91.50%
	DVの相談先を知らない市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「DVの相談先を知らない」と答えた人の割合減を目指す。	市民協働課	(女性)20.9% (男性)21.8%	(女性)9.6% (男性)11.8%						(女性)4.0% (男性)7.0%
	基本 目標 4	第2次小美玉市男女共同参画推進計画の実施状況の割合	本計画の進捗管理調査における事業実施の割合増加を目指す。	市民協働課	-	(平成30年) 96.6%(※)	89.40%	90.80%			

(※)現況値は第1次計画の進捗管理調査の実施状況による

基本目標1 わかる・認める 男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する

重点目標1 男女共同参画に向けた意識づくり

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価			令和4年度事業予定
					実施状況	取組の実績	取組評価	
① 男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進	1	男女共同参画・人権問題についての講演会、講習会の開催、参加促進	<p>① 講演会(フォーラム)、講習会の開催、啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの人が「男女共同参画とは何なのか、なぜそれがいいのか」について正しく理解できるよう、啓発活動の内容の充実とともに、わかりやすさにも配慮します。 ・多くの市民が参加する催しや、地域のイベントなどに足を運び、啓発活動を行います。 <p>② 県や近隣市町村主催の講演会、講習会への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの人が参加できるよう、県や近隣市町村主催の講演会、講習会の情報収集に努め、積極的に市民への情報提供を行います。 	市民協働課	A	<p>① 男女共同参画への意識改革及び理解の促進を図るため、県との共催により、男女共同参画推進フォーラムをオンラインにより開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染拡大により、地域のイベント等での啓発は実施できませんでしたが、女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、本庁舎にて男女共同参画推進パネル展やパープル・ライトアップを実施しました。(市民協働課) <p>② 県や市外の講演会等の情報を収集し、市民への参加を募り、公用バスにて講演会に参加しました。(市民協働課)</p>	2	<p>① 人権や男女共同参画に関するフォーラムを開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、市及び地域のイベント等に足を運び、啓発活動を行います。(市民協働課) <p>② 引き続き、県や市外の講習会等の情報を収集し、公用バスを活用して市民の参加を促します。(市民協働課)</p>
	2	各種媒体による広報、啓発活動の推進	<p>① 広報紙、市ホームページ、SNS等による情報発信、啓発パンフレットの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する情報を、各種媒体を用いて市民へ情報を発信します。 ・人権問題に関する啓発ポスターの掲示やパンフレットの配布、人権相談所の開設等の情報提供を行います。 	市民協働課 社会福祉課	A	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染拡大により、パンフレットによる啓発が実施できていないため、電磁的媒体を中心に理解促進を図りました。(市民協働課) ・チラシを設置し、ホームページにてコロナ差別についての防止啓発を行いました。また、人権相談所の開設状況についてホームページや広報紙によって情報発信しました。(社会福祉課) 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、男女共同参画に関する情報発信や啓発を行います。(市民協働課) ・引き続き、広報誌や市ホームページを活用して、人権問題に関する情報を発信していきます。また、ポスター掲示・パンフレット配布による啓発活動を行います。(社会福祉課)
	3	男女共同参画・人権問題についての資料収集、情報提供	<p>① 男女共同参画社会に関する国、県、他自治体の情報や図書・視聴覚資料等の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県、他自治体から提供される情報や図書、事業の案内などを収集し、男女共同参画の動向を把握します。 <p>② 男女共同参画に関する啓発図書やDVD等の貸出、及びデータの公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発図書やDVDの貸出業務を行います。 ・男女共同参画推進計画の進捗状況や国、県等の男女共同参画に関わる各種データを市ホームページで公表をします。 	市民協働課	A	<p>① 国や県、他自治体から提供される情報や図書、事業の案内などの情報を収集し、窓口等に配布し情報提供を行いました。(市民協働課)</p> <p>② 啓発図書やDVD等貸出業務を行いました。男女共同参画推進計画の進捗状況を市ホームページで公表しました。(市民協働課)</p>	2	<p>① 国や県、他自治体から提供される情報や図書、事業の案内などの情報を収集し、窓口等に配布し情報提供をします。(市民協働課)</p> <p>② 引き続き、啓発図書やDVD等貸出業務を行います。男女共同参画推進計画の進捗状況を市ホームページで公表します。(市民協働課)</p>
	4	小美玉市の男女共同参画の推進	<p>① 小美玉市男女共同参画推進委員会の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小美玉市の男女共同参画を推進するため、小美玉市男女共同参画推進委員会を継続して開催するとともに、男女共同参画に関する情報発信を行います。 	市民協働課	A	<p>小美玉市男女共同参画推進委員会を年5回開催し、男女共同参画推進パネル展での啓発、研修等も行い講演会等の情報提供を行いました。(市民協働課)</p>	2	<p>小美玉市男女共同参画推進委員会を年5回程度開催し、啓発活動及び講演会等の情報提供を行います。(市民協働課)</p>

基本目標1 わかる・認める 男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する

重点目標1 男女共同参画に向けた意識づくり

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価			令和4年度事業予定
					実施状況	取組の実績	取組評価	
② 性別による固定的役割分担意識の解消	5	就労に関する法制度の周知	① 男女雇用機会均等法等、法制度の周知 ・働く場における男女共同参画の推進に関わる法制度(労働者としての権利の行使)を周知するため、事業者や労働者を対象とした講習会を開催します。また、法制度を周知するためのパンフレットを配布します。 ・女性活躍推進法に関するパンフレットやポスター等を庁舎内に設置、配布を行います。	商工観光課 市民協働課	A	・コロナ禍のため講習会については実績はありません。 ・法制度を周知するパンフレットを商工観光課窓口において配布しました。(商工観光課) ・女性活躍推進法に関するパンフレットやポスター等を市役所窓口コーナーに設置しました。(市民協働課)	2	・パンフレット・リーフレットを活用した広報活動に努めます。(商工観光課) ・女性活躍推進法に関するパンフレットやポスター等を市役所窓口コーナーに設置します。(市民協働課)
	6	相談体制の整備	① 就労に関する相談体制の整備 ・よりきめ細やかな相談業務が行えるよう、関係機関との連携を強化します。また、相談者の利便性を考慮し、窓口の一本化を図ります。 ・母子・父子自立支援員・関係機関と共に就労に関する相談・アドバイス等支援に努めます。 ② 市民への相談窓口や相談業務についての情報提供 ・広報紙や市ホームページ等を通して、相談窓口について市民への周知活動を行います。 ・ハローワークからの情報を市役所の相談コーナーに設置し、情報提供を行います。	商工観光課 農政課 子ども課 市民協働課	A	①就労における一元的な相談をハローワークと連携して実施しました。(商工観光課) ・初期の就農相談については、農政課において一本化しており、内容確認後に必要な関係機関と連携し対応しています。(農政課) ・ハローワークと連携し、ひとり親家庭への就労支援に取り組みました。(子ども課) ②ハローワークから提供されたチラシを設置し、情報提供を行いました。(子ども課) ・広報紙や市ホームページ等に相談窓口の案内を掲載し、情報提供を行いました。(市民協働課)	2	①引続きハローワークと連携し市民への情報提供に努めます。(商工観光課) 就農相談については、引き続き市が窓口となり実施するとともに、関係機関と連携した対応することにより就農へ結びつけていきます。(農政課) ・引き続きハローワークと密に連携し、就労及び就労の継続の支援に取り組みます。(子ども課) ②今年度はハローワークのチラシを児童扶養手当現況届の案内に同封し、受付期間中に市役所にてハローワークの出張相談窓口を設置します。(子ども課) ・広報紙や市ホームページ等に相談窓口の案内を掲載し、情報提供を行います。(市民協働課)
③ 男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発	7	男性に向けた男女共同参画に対する市民の意識づくり	① 広報紙、市ホームページによる情報発信、パンフレットの配布 ・男性に向けた男女共同参画に関する情報(男性の育児休暇やワーク・ライフ・バランスなど)を、各種媒体を用いて発信します。 ② 講習会の開催 ・グループワーク等の手法を取り入れながら、参加者の自主性を促し、地域をテーマにした講習会や講座等を行います。	市民協働課	A	①男女共同参画に関する情報を市ホームページに掲載し、情報提供を行いました。また、パンフレットやポスター等を市役所窓口に設置しました。 ②男女共同参画に向けた意識づくりとして、地域活動の中でも活かせるよう、男女共同参画推進委員養成講座を行いました。(市民協働課)	2	①男女共同参画に関する情報を市ホームページに掲載し、情報提供を行います。また、パンフレットやポスター等を市役所窓口に設置します。 ②男女共同参画に対する意識づくりとして、地域をテーマにした講座等を行います。(市民協働課)
	8	学習機会の充実と指導者の育成	①学習機会の提供、学習成果の活用 ・公民館等の各種講座に対する市民ニーズを把握し、学習意欲の掘り起こしや適切な学習機会の提供に努めます。また、生涯学習で得た知識や技能など学習の成果を生かせるよう支援に努めます。	生涯学習課	A	男女を問わず参加できるジャンルの検討をしながら市民講座を開設しました。また、一部講座を休日や夜間に開設し参加しやすさも配慮しました。(生涯学習課)	2	・各公民館において男女を問わず参加ができるように幅広い分野の市民講座を開設できるよう、引き続き推進します。また開設時間等についても平日参加が難しい方が参加しやすいうちに夜間の講座や休日の講座の開設も努めます。(生涯学習課)

基本目標1 わかる・認める 男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する

重点目標2 教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価			令和4年度事業予定
					実施状況	取組の実績	取組評価	
① 子どもの頃からの男女共同参画とキャリア形成意識の啓発	9	児童・生徒の個性や能力を重視し、可能性を広げる教育の推進	① 男女共同参画の視点に立った進路指導の実施 ・性別という枠を越えて、児童生徒の個性や能力を重視し、可能性を広げるための教育を推進します。	教育指導課	A	キャリアパスポートを活用し、児童生徒が成長や変容について記録し、振り返りや見直しをもつキャリア教育を推進しました。(教育指導課・指導係)	2	引き続き、児童生徒が男女ともに自らの可能性を広げて多様な進路・職業選択を可能とする進路指導(キャリア教育)を充実させていきます。(教育指導課・指導係)
	10	人権教育の推進	① 幼児教育、学校教育における人権教育の推進 ・幼少期から男女共同参画や人権尊重に対する正しい認識を身につけ、それにのっとった行動が取れるよう、小・中学校、高等学校などで人権擁護委員による人権教室を開催します。 ・中学生を対象に、人権に関する作文等の募集を行い、人権に関する理解と意識の高揚を図ります。	教育指導課 社会福祉課	A	・児童生徒が男女共同参画について正しい認識を身につけるよう、社会科や家庭科などとの関連を図るなど、年間計画の見直しを行いました。(教育指導課・指導係) ・市内中学生から募集をし、市人権擁護委員で審査を行いました。(社会福祉課)	2	・人権擁護委員による人権教室を、小学校1校、中学校1校で実施します。(教育指導課・指導係) ・引き続き、中学生を対象とする人権作文の募集を行います。(社会福祉課)
	11	男女平等意識に基づいた教育・学習環境の見直し	① 保育所、幼稚園、学校等における慣行の見直し ・男女混合名簿の活用、性別による色分け、グループ分け、並び方の見直し等を行います。 ・ジェンダーを無意識のうちに児童生徒に植えつけてしまわないように学習環境を見直します。	教育指導課	A	男女混合名簿や席席の配置など、男女平等意識に基づいた教育活動を推進しています。(教育指導課・指導係)	2	無意識に性差が植え付けられないよう、園や学校の環境面について随時見直しを行います。(教育指導課・指導係)
	12	保育士、教職員への学習・研修機会の充実	① 教職員人権教育研修会の開催 ・人権教育に関する効果的な指導方法や理解を深めるための研修会を開催します。	教育指導課	B	市教育研究会人権教育部の参集型の研修会は感染症拡大防止のため、書面で開催しました。(教育指導課・指導係)	2	夏季休業中に、市教育研究会人権教育部で実践発表や研究協議を実施します。(教育指導課・指導係)
	13	新しい時代に必要となる資質・能力育成	① 児童生徒の資質・能力育成 ・児童生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身につけ、生涯にわたってアクティブに学び続けるような授業づくりをしていきます。	教育指導課	A	新学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、児童生徒が学び合う学習を重視し、授業の工夫・改善を行いました。(教育指導課・指導係)	2	引き続き、新しい時代に必要となる資質・能力を育成できるよう、授業改善を行っていきます。(教育指導課・指導係)
② 地域における教育・学習機会の充実	14	地域における男女共同参画を推進するための研修会・講習会の充実	① 自治会等や各種団体等への出前講座の推進 ・人権教育に関する講座を要望に応じて実施します。	社会福祉課 市民協働課 秘書政策課 生涯学習課	A	① 新型コロナウイルス感染予防のため中止となりました。(社会福祉課) ② 女性団体向けに生涯を通じた健康保持の知識を養うため、「女性の健康セミナー」を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染予防のため中止となりました。(市民協働課) ・新型コロナウイルス感染予防のため、対面での「女性サロン」は実施せず、代表者3名から書面形式で要望書を受け取り意見の交換をしました。(秘書政策課)	2	① 市内小中学校にて人権教室を実施する予定です。(社会福祉課) ② 男女共同参画の推進を図るため、推進委員を対象に研修を行います。女性団体向けに生涯を通じた健康保持の知識を養うため、「女性の健康セミナー」を開催します。(市民協働課) ・女性団体と市長が直接対話できる機会として「女性サロン」を、年1回以上開催します。(秘書政策課)
			③ 講師の派遣協力及び情報収集 ・優れた知識、技能、経験等を持つ講師や人材情報を県と連携して収集し、要望に応じて講師派遣のコーディネートを行います。 ・登録制度を設けて、市民への情報提供を行います。			③ 講師や人材情報を県と連携して収集し、講師派遣の協力及び情報提供をいただきました。(市民協働課) ・近隣市町村から聞き取りを行うなど情報収集に努めました。(生涯学習課) ・現状の把握や整理を行いながら、市民への情報提供に努めました。(生涯学習課)		③ 講師や人材情報を県と連携して収集し、講師派遣の協力及び情報提供を行います。(市民協働課) ・講座等で蓄積された講師等の情報を市民の要望があれば提供できる人材バンク登録者の提供を図ります。(生涯学習課) ・人材バンクの登録者数を増やすために、広報紙、ホームページ等を利用し人材の確保に努めます。(生涯学習課)

基本目標1 わかる・認める

男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する

重点目標2 教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価		令和4年度事業予定	
					実施状況	取組の実績		取組評価
② 地域における教育・学習機会の充実	15	学習環境の整備	<p>① 研修会・講習会等に参加しやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象に応じて参加しやすい曜日や時間帯、また託児所の開設など、より多くの市民が参加できるよう配慮します。 平日の参加が難しい男性や、交通手段がなく参加が難しい高齢者等を考慮し、より多くの市民が参加できるよう対象に応じて参加しやすい曜日や時間帯、開催場所を配慮します。 開催場所に応じて、バスを運行するなど交通手段についても配慮します。 <p>② 研修会・講習会に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報紙や市ホームページ、SNS等を通して、積極的に市民への情報提供を行います。 	生涯学習課 市民協働課	A	<p>① 県主催による講演会への参加では、新型コロナウイルス感染予防のため人数を制限し、公用バスを利用するなど交通手段にも配慮しました。(市民協働課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女を問わず参加できるジャンルの検討しながら市民講座を開設しました。また、一部講座を休日や夜間に開設し参加しやすさも配慮しました。(生涯学習課) ② 広報紙や市ホームページ、SNS等を通して、市民への情報発信に努めました。(市民協働課) 	2	<p>① 研修会、講演会等には、対象者に応じて参加しやすい開催日時や場所、交通手段について配慮します。(市民協働課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内各公民館において男女を問わず参加ができるように幅広い分野の市民講座を開設します。また開設時間等についても平日参加が難しい方が参加しやすいように夜間の講座や休日の講座の実施を推進します。また、公共交通の運行時間も考慮しながら講座の開設を図ります。(生涯学習課) ② 広報紙や市ホームページ、SNS等を通して、市民へ研修会・講習会の情報提供を行います。(市民協働課)
	16	広報、啓発活動の推進	<p>① 資料、啓発パンフレットの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者や家族に、「家事、育児、介護は女性が担うもの」という意識を改革し、男性が家事に積極的に関わっていただくことを促進するための広報活動を展開します。 	生涯学習課 市民協働課	A	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育学級を通して、家庭教育に関する情報提供を行う「家庭教育学級だより」を配布します。(生涯学習課) 市内のイベント等での啓発が実施できなかったため、男女共同参画推進パネル展での啓発、バランスの取れた家事分担への意識改革を図るため、家事・育児のタスク表を配布しました。(市民協働課) 	2	<ul style="list-style-type: none"> 保護者自身が成長し、子育て・家事にかかわっていくため、家庭教育学級において、チラシの配布や文集作成による啓発をおこないます。(生涯学習課) 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、市内のイベント等での啓発・広報活動を行います。(市民協働課)
	17	家庭における男女共同参画を推進する講習会の開催、参加促進	<p>① 男性のための料理教室等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 男性も家事が担えるよう、調理など生活技術の取得について学ぶ機会を提供します。 	健康増進課 生涯学習課	A	<ul style="list-style-type: none"> 男性のための料理教室を開催しました。 実施回数：3回 参加延人数：19人 (健康増進課) 検討にいたりませんでした。(生涯学習課) 	2	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、男性向けの料理教室を開催し、調理技術の習得機会を提供します。(健康増進課) 男性向けの講座を開設し、家庭料理づくりを体験することによって共生意識の醸成を図るために、仲間づくりや生涯学習活動の場を開催します。(生涯学習課)
	18	家庭における男女共同参画を推進するための環境づくり	<p>① 授業参観、懇談会等、教育現場の行事の開催日時の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日の日中に学校行事に参加することが難しい保護者を考慮し、より多くの人が参加できるよう開催日時に配慮します。 	教育指導課	A	<p>コロナウイルス感染拡大防止のため、曜日や参加人数に制限がありましたが、少しでも保護者が参観できるよう学校の実態に応じて配慮しました。(教育指導課・指導係)</p>	2	<p>開催日時の拡大や、オンラインによる懇談会、面談の実施等、内容に応じて工夫して実施します。(教育指導課・指導係)</p>

基本目標1 わかる・認める 男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する

重点目標2 教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価			令和4年度事業予定
					実施状況	取組の実績	取組評価	
③ 情報活用能力(メディアリテラシー)の向上	19	メディアにおける男女共同参画、人権の尊重	<p>① 男女共同参画の視点に立った指針(ガイドライン)の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に広く行き渡る広報物や広告媒体に男女共同参画、人権擁護の視点を取り入れるよう、表現やデザインの見直し、企業・団体への働きかけを行います。 <p>② 学校教育、生涯学習の場におけるメディアリテラシー教育の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民一人ひとりが、メディアからの情報を主体的かつ客観的に読み解き、改善するべきものに対して積極的に声を上げられるよう、学習の場を提供します。 <p>③ 学校におけるICT教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 発展を続ける情報化社会の中でも主体的に適應できるよう、学習活動の中でICT機器の活用を推進し、協働的、双方向的なより充実した授業を展開する事で、児童生徒の情報活用能力の更なる向上を図ります。 <p>④ 青少年のメディアリテラシーの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報モラルを守り、インターネットを適切に利用するなど、学校教育における情報教育の充実を図ります。 子ども達を取り巻くインターネット上の有害情報の危険性などを知らせるため、PTAや保護者、青少年育成団体等を対象に研修会や啓発活動を行います。 	教育指導課 生涯学習課	A	<p>① 学校に配布される広報物等は適切に園・校内に掲示したり、家庭に配布したりしました。(教育指導課・指導係)</p> <p>② パソコンやスマートフォンに関する市民講座を開設し、メディアリテラシー教育の足掛かりとすることができましたが、今後さらに発展させていく必要があります。(生涯学習課)</p> <p>③ ICT機器を活用した学習や教職員向けの研修を推進しました。(教育指導課・指導係)</p> <p>④ 情報モラルについて道徳や学活等で考え、話し合う時間を設けました。全中学校では、スクールロイヤーを活用した講演会を実施しました。(教育指導課・指導係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 検討にいたりませんでした。(生涯学習課) 	2	<p>① 引き続き、企業や団体からの広告媒体等を男女共同参画の視点で確認し、適切に取り扱います。(教育指導課・指導係)</p> <p>② メディアを活用し住民の文化活動への参加しやすい仕掛けをつくとともに様々な支援を図り、住民参加・住民参画者数の増を目指します。(生涯学習課)</p> <p>③ 児童生徒が学習や生活の中で主体的にICTを活用できるよう、市で推進委員会を実施し、各学校で活用できるよう取り組んでいきます。(教育指導課・指導係)</p> <p>④ 児童生徒の発達段階に応じたメディアリテラシーの向上を図るため、講演会の実施を学校と連携して実施したり、指導資料等の情報を提供していきます。(教育指導課・指導係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年健全育成団体等の活動の支援を行い、SNSの安全な使用について、家庭での話し合いやルールづくりを推進し規範意識の醸成と基本的生活習慣の定着を図ります。(生涯学習課)

基本目標1 わかる・認める 男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する

重点目標3 多文化共生社会の実現への理解促進

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価			令和4年度事業予定
					実施状況	取組の実績	取組評価	
① 国際理解の推進	20	学校教育における教育内容の充実(国際理解教育)	<p>① 学校での国際理解教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 次の世代を担う児童生徒が男女共同参画に関する国際的なルール・基準を身につけ、それに基づいて行動できるよう、学校教育における教育内容を充実させます。 	教育指導課	B	<p>外国語や外国語活動の時間を中心に、国際的理解を図ることを意識して授業を行いました。各教科では、自分の考えを相手に伝えることを重視した授業を行いました。(教育指導課・指導係)</p>		<p>異文化を知ることを通して、日本の文化を知り、行動する能力を高めていきます。国際理解教育を通して、対話能力、ディベート能力、自己表現力を育てていきます。(教育指導課・指導係)</p>
	21	多文化共生の推進	<p>① 「国際交流ひろば」等の交流イベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民と市内在住の外国人がお互いの国や歴史・文化・生活習慣について対話するなど、交流する「場」を提供します。 <p>② ALT(外国人指導助手)の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内小・中学校等にALTを配置し、指導担当教員とのチーム・ティーチングを効果的に行うことにより、小学校外国語活動や小・中学校英語教育の充実を図ります。 <p>③ 外国人が暮らしやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 市に訪れた外国人に対して通訳ができる通訳ボランティアや外国人向けの日本語教室でボランティアををする方を育成します。 	市民協働課 教育指導課	A	<p>① 例年実施している「国際交流ひろば」に代わり、展示会を行う予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により中止となりました。(市民協働課)</p> <p>② 小学校外国語活動や小・中学校の外国語において、指導担当教員とALTがチームティーチングで指導することにより、教育内容の充実が図れました。(教育指導課・指導係)</p> <p>③ 市及び県国際交流協会が連携しながら、啓発の実施を行いました。(市民協働課)</p>	2	<p>① 「国際交流ひろば」に代わり、互いの国や歴史などの理解を深めるための展示会を行います。(市民協働課)</p> <p>② 小学校外国語・外国語活動や中学校英語教育の活性化・多様化を一層推進していきます。(教育指導課・指導係)</p> <p>③ ボランティア養成を支援し、各団体の基盤強化に努めます。(市民協働課)</p>

基本目標1 わかる・認める 男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する

重点目標3 多文化共生社会の実現への理解促進

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価			令和4年度事業予定
					実施状況	取組の実績	取組評価	
② 国際交流の推進	22	国際交流活動の推進	① 姉妹都市(アメリカ・アピリン市)との交流の推進 ・姉妹都市訪問団の派遣及び受入れ等、多様な価値観に接し、広い視野を持つための国際交流を推進します。 ② 国際交流関連団体への活動支援 ・国際交流関連団体の活動を支援し、体制を強化します。	市民協働課	A	① 姉妹都市訪問団の派遣及び受入れ事業については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止となりましたが、Zoomや文通などによる交流を行いました。 ② 情報提供及び補助金を交付し、国際交流関連団体の活動を支援しました。(市民協働課)	2	① 引き続き、Zoomや文通などによる姉妹都市との交流を継続的にを行います。 ② 県国際交流協会等各種関連団体の情報収集に努め、市内団体との連携強化を図ります。(市民協働課)
	23	国際交流に関する情報提供	① 国際交流に関する情報の提供 ・より多くの市民が国際交流に参加できるよう国際交流に関する情報収集に努め、情報提供を積極的に行います。	市民協働課	A	広報紙「国際交流通信」(国際交流協会発行)により、国際交流に関する情報提供を行いました。また、市ホームページ、SNS等を通して、市民への情報発信に努めました。(市民協働課)	2	広報紙「国際交流通信」の発行及び市ホームページ、SNS等を通して、市民への情報提供を行います。(市民協働課)

基本目標2 輝く・活躍 あらゆる分野における女性の活躍を推進する

重点目標1 政策立案・方針決定への男女共同参画

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価			令和4年度事業予定
					実施状況	取組の実績	取組評価	
① 政策立案・方針決定への男女共同参画の推進	1	政策立案・方針決定への女性の登用促進	① 審議会等への女性の登用促進 ・審議会等における女性の構成比率を、令和7年度までに35%を目指し、女性の登用率をさらに引き上げるよう、各部署に働きかけます。 ・審議会等において一方の性に偏らないよう全庁的に啓発活動を行い、男女比に大きな開きがある場合は改善を要請します。	市民協働課	A	・審議会等における女性の登用率を引き上げるよう、各部署に働きかけを行いました。 ・「女性人材リスト」の活用及び審議会等における女性の登用促進を図りました。(市民協働課)	2	・引き続き、審議会等における女性の登用率を引き上げるよう、各部署に働きかけを行います。 ・「女性人材リスト」の活用促進に努めます。(市民協働課)
	2	女性の社会参画に対する市民の意識づくり	① 広報紙、市ホームページによる情報発信、パンフレットの配布 ・女性が積極的に社会に参画できるよう、女性の社会参画の重要性について啓発活動を行います。	市民協働課	A	広報紙や市ホームページ等による情報発信をはじめ、窓口やカウンターにパンフレット等を設置し周知を行いました。(市民協働課)	2	引き続き、広報紙や市ホームページ等による情報発信やパンフレット等による啓発を行います。国や県からの情報を収集し、最新の情報発信に努めます。(市民協働課)
② 職員の職域拡大、人材育成	3	女性の管理職への登用促進	① 女性職員の管理職への登用 ・女性職員の管理職への登用を推進します。また、女性が管理職として働きやすいよう、労働環境の見直しを行います。	人事課	A	① 能力、実績を基に昇任選考を行いました。 管理職への昇任者(R4.4.1現在) ・部長級4名中0名 ・課長級8名中2名 ・課長補佐級9名中2名(人事課)	2	管理職への昇任については、性差無く、職員個々の能力と実績を基に評価しています。今後もその方針のもとつづいた実証により、昇任者が決定されます。(人事課)
	4	職員の職域の拡大	① 性別による職域配置の解消 ・一方の性に偏った職員の配属が行われないよう、女性職員の職域を拡大します。また、女性がどの部署でも働きやすいよう、労働環境の見直しを行います。	人事課	A	① 各職員の適材適所を基に人事配置を行いました。人事異動希望調査を行い、性差なく配置の参考としました。(人事課)	2	一方の性に偏った配置は意図せず、職員個々の能力と適正を基に検討し配置されます。(人事課)
② 職員の職域拡大、人材育成	5	職員の人材の育成	① 庁内外の研修への参加促進 ・地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できるよう、庁内外の研修への参加を促進します。	人事課	A	① 地域的、現代的課題を取り入れた各種研修を受講し、課題解決に向けた職員の意識の高揚につなげました。 ■ 庁内) 全体研修 ・ハラスメント防止に関するEラーニング研修 ・コンプライアンスに関するEラーニング研修 ■ 庁内) 階層別研修 ・新規採用職員研修 4講座:延べ84名 ・新規採用職員フォローアップ研修 1回:20名 ・新任課長研修 2講座:延べ13名 ・政策形成実践研究 1回:9名 ・債権管理に関する研修会 1回:18名 ■ 庁外) 自治研修所派遣 ・クレーム対応能力向上講座ほか6講座:延べ90名 ■ 庁外) 市町村アカデミー研修派遣 ・住民協働による地域づくり 1回:1名 (人事課)	2	引き続き、全職員を対象に、地域的、現代的課題を取り入れた研修、及び、役職、階層等に応じた研修を実施していきます。(人事課)

基本目標2 輝く・活躍 あらゆる分野における女性の活躍を推進する

重点目標2 男性中心型社会慣行に対する意識の改革と女性の活躍

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価			令和4年度事業予定
					実施状況	取組の実績	取組評価	
① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	6	事業者に向けた啓発活動の推進	① 仕事と家庭・地域生活を両立するための企業への働きかけ ・年次有給休暇の取得促進、労働時間の短縮等、労働者が健康を維持し、仕事と家庭や地域生活とのバランスをとれるよう、事業者を対象にパンフレットの配布を行います。	商工観光課	A	国・県・関係機関等が発行するパンフレット・リーフレットを窓口において配布したほか、広報誌や市HPへの掲載を行いました。(商工観光課)	2	パンフレット・リーフレットを活用した広報活動に努めます。(商工観光課)
	7	働き方見直しへの取り組み	① 多様な働き方の取り組み ・少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や働く方々のニーズの多様化による問題に対応するため、就業機会の拡大や意欲・生産性を向上する環境づくりのため、パンフレット等での周知活動を行います。 ② 企業の働き方改革 ・企業への働き方改革を啓発し、労働者の働く意欲を引き上げるための取り組みとして、企業訪問等でのパンフレット配布等の啓発活動を展開します。 ③ 女性活躍推進の情報発信 ・女性活躍推進での取り組みや連携している企業の紹介など情報を市のホームページで発信します。	商工観光課 市民協働課	A	①国・県・関係機関等が発行するパンフレット・リーフレットを窓口において配布したほか、広報誌や市HPへの掲載を行いました。(商工観光課) ②国・県・関係機関等が発行するパンフレット・リーフレットを窓口・企業訪問にて配布したほか、広報誌や市HPへの掲載を行いました。(商工観光課) ③女性活躍推進での取り組み状況等の情報を市ホームページで発信しました。(市民協働課)	2	①パンフレット・リーフレットを活用した広報活動に努めます。(商工観光課) ②パンフレット・リーフレットを活用した広報活動に努めます。(商工観光課) ③引き続き、市ホームページにより、女性活躍推進での取り組み状況等の情報発信を行います。(市民協働課)
② 多様な働き方への支援	8	就労に関する法制度の周知	① パートタイム労働法、改正労働者派遣法等、法制度の周知 ・多様な就労形態を労働者が選択できるよう、事業者や労働者を対象とした講習会等や法制度を周知するためのパンフレットを配布します。	商工観光課	A	国・県・関係機関等が発行するパンフレット・リーフレットを窓口において配布したほか、広報誌や市HPへの掲載を行いました。(商工観光課)	2	パンフレット・リーフレットを活用した広報活動に努めます。(商工観光課)
	9	職業能力の向上	① 女性を対象とした各種講習会の開催 ・就労意欲を持つ女性を対象にキャリアアップにつながる講習会(セミナー)を開催します。 ② 県や関連機関が主催する講習会の情報提供 ・県やハローワーク等が主催する講習会について、情報を収集し、市民への情報提供を積極的に行います。 ・県や関連機関との連携をとりながら、各種講習会の情報提供に努めます。	市民協働課 商工観光課	A	①新型コロナウイルス感染拡大防止により、講習会(セミナー)は中止となりました。(市民協働課) ②就労における一元的な相談をハローワークと連携して実施しました。 ・講習会や説明会等の情報について広報誌・市HPにて発信しました。(商工観光課)	2	①市企業連絡協議会と連携し、企業に勤務している女性を対象に、キャリアアップにつながる講習会(セミナー)を開催します。(市民協働課) ②引き続きハローワークと連携し市民への情報提供に努めます。(商工観光課)
	10	就労形態の多様化への対応	① 起業に向けた支援 ・起業を希望する女性を対象とした起業セミナーや講座等を行います。 ・市内で起業して活躍する女性を市のホームページや広報紙などで紹介し、また、女性の起業に向けたパンフレットなどを作成するなど、女性の起業について小美玉市独自の情報を提供します。 ② 新しい就労形態への支援策の展開 ・SOHO、コミュニティ・ビジネス等、新しい就労形態についてのセミナーや講習会等の情報提供、起業に向けた相談を行います。	商工観光課 市民協働課	A	①実績なし(商工観光課) ・起業創業に興味がある女性を対象としたセミナーを開催しました。(市民協働課) ■マルシェデビューセミナー 実施回数:2回 参加者数:18名 ■マルシェ出店体験 実施回数:1回 参加者数:3名 ②ワンストップ支援により相談を随時受け付けています。(商工観光課)	2	①市民協働課と連携して、起業セミナー等を開催します。(商工観光課) ・商工観光課と連携して、起業セミナー等を開催します。(市民協働課) ②創業支援等事業計画に基づき、創業支援ワンストップ窓口にて創業・企業を考えている市民の相談を受けます。(商工観光課)

基本目標2 輝く・活躍 あらゆる分野における女性の活躍を推進する

重点目標2 男性中心型社会慣行に対する意識の改革と女性の活躍

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価			令和4年度事業予定
					実施状況	取組の実績	取組評価	
② 多様な働き方への支援	11	多様な人材の活用	①人材育成を図る企業への支援 ・市内で新規に起業し、事務所や事業所を新設・増設する方が一定の条件で市内在住者を採用する場合に支援を行います。 ②高齢者の就労支援 ・高齢者が培ってきた経験や知識技術などを地域社会で発揮して働く場のひとつであるシルバー人材センターに対して、活動援助をします。	商工観光課 介護福祉課	A	①小美玉市市民雇用奨励金による支援を行いました。 ・1事業者:22人(商工観光課) ②シルバー人材センターに対し活動援助を実施しました。高齢者の就労機会を確保でき社会参加の促進を図りました。R4.3.31現在 会員数347人 就業延べ人数 15,006人(介護福祉課)	2	①既存の雇用奨励金等の情報提供に努めます。(商工観光課) ②引き続きこれまで高齢者が培ってきた、技術や経験を発揮できるシルバー人材センターに対し、活動援助をし、高齢者の社会参加の促進を図ります。(介護福祉課)
	12	経営や方針決定への参画促進	① 経営や方針決定への参画促進のための啓発 ・小規模事業者等が安定した経営が出来るよう、商工会と連携を図り融資制度等の情報を提供します。 ・農業や自営業等に従事する女性の経営や方針決定への参画機会を拡大し、女性の労働に対する理解を深めるための講習会を開催し、広報活動を展開します。 ② 農業や自営業等に従事する女性のネットワークづくり ・農業や自営業等に従事する女性同士が情報交換をできるよう、交流の場を提供するとともに、経営に関する情報提供及び相談等を行います。	商工観光課 農政課	B	①商工会と連携しパンフレット等を窓口において情報提供しました。(商工観光課) ・経営改善計画提出の際に、家族経営協定の必要性について説明は行いましたが、講習会等は未実施です。(農政課) ②コロナ禍により、未実施(農政課)		①県や関係機関と連携を図りながら小規模事業者等が安定した経営が出来るよう情報提供に努めます。(商工観光課) 県や関係機関との連携を図り、当農に携わる女性を対象とした講習会等の開催に努めます。(農政課) ②県や関係機関との連携を図り、当農に携わる女性のネットワークのづくりや、情報提供・相談等に努めます。(農政課)
	13	農業や自営業等に携わる女性を対象とした学習支援	① 経営に関する情報提供の発信 ・経営に対する広報活動を展開し、安定した経営が図られるよう情報発信を行います。 ・経営課題の把握や解決方法について学び、社会情勢の変化に対応できる人材の育成を目的とした講習会等の情報発信を行います。	商工観光課 農政課	C	・実績なし(商工観光課) ・実績なし(農政課)		・県や関係機関と連携を図りながら小規模事業者等が安定した経営が出来るよう情報提供に努めます。(商工観光課) ・学習支援として、市広報などを活用し、講習会等の情報発信に努めます。(農政課)
	14	農業や自営業等に携わる女性の就労環境の改善	① 家族経営協定事業の周知徹底 ・家族経営協定の遵守を啓発するとともに、休日の意識づけや健康管理等、農業や自営業等に従事する女性の就労環境の改善に向けた広報活動を展開します。	農政課 農業委員会	B	・経営改善計画提出の際に、家族経営協定の必要性について説明しました。(農政課) ・主に女性農業委員に対し就労環境改善の広報活動を予定しましたが、具体的に実施できませんでした。(農業委員会)		・引き続き周知徹底に努めます。(農政課) ・県農業会議や県農林事務所等が関連する就農関連事業等を活用し、女性の就農環境の改善を図ります。(農業委員会)
③ 農業・自営業者等への意識啓発	15	農業委員への女性の登用	① 農業委員への女性登用の働きかけ ・農業委員に女性を登用する意義を啓発するため、各種団体に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を行います。 ・女性の活動に対して正当な評価がなされるよう働きかけます。 ② 女性人材情報の収集と提供 ・優れた知識、技能、経験等を持つ女性の人材情報を収集し、各種団体に対して情報を提供します。	農政課 農業委員会	A	①各種団体及び、関係機関の協力を得て、農業委員会の女性登用1名増につながりました。(農業委員会) ・コロナ禍により、未実施です。(農政課) ②県関係機関との連携により「人・農地プラン」の検討委員に女性農業士2名を登用しました。(農政課) ・県内の女性農業委員の割合や活動情報等を女性農業委員へ配布し、更なる女性農業委員増員の啓発活動に取り組みました。(農業委員会)	2	①農業委員の任期は3年のため、任期中も継続して啓発活動に努めます。(農業委員会) ・女性農業士等、農業に携わる女性の活躍の情報発信に努めます。(農政課) ②県関係機関と連携し女性農業士などとの交流を図り、人材情報の収集や情報の発信に努めます。(農政課) ・いばらき農業委員会女性協議会等関係機関と連携し、更なる女性農業委員が増員となるようパンフレット配布等によるPR活動を強化します。(農業委員会)

基本目標3 安心・幸せ

生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する

重点目標1 安心して暮らせる環境の整備

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価		令和4年度事業予定	
					実施状況	取組の実績		
① 子育て、介護（高齢者、障がい者等）環境の整備	1	子ども・子育て支援の充実	<p>① 保育機能の強化、多様化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園での預かり保育、保育所等での延長保育、一時保育、乳児保育、病後児保育、障がい児保育等の充実を図ります。こうした保育機能の強化、多様化により、仕事と子育ての両立を支援します。 ・幼稚園が地域における子育て支援を担えるよう、保育のニーズに沿った預かり保育の充実を図ります。 <p>② 民間保育所の指導、育成、財政援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な保育サービスを提供している民間保育所等への財政援助をし、保育内容の充実及び向上を図ります。 <p>③ 放課後児童健全育成事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共働き家庭の児童の放課後健全育成のため、放課後子どもプランの充実を図ります。 	子ども課	A	<p>① 市内幼稚園、保育園等による仕事と子育て両立を支援しました。（市内公立幼稚園3園、保育園8園、認定こども園5園）</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園預かり保育・・・3園 延長保育・・・10園 一時預かり保育・・・8園 病後児保育・・・7園 障がい児保育・・・5園 休日保育・・・2園 など（子ども課） <p>・市内幼稚園による預かり保育を実施することで、仕事と子育て両立を支援しました。（市内公立幼稚園3園）</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園預かり保育・・・3園 <p>② 保護者のニーズに合わせ、延長保育、休日保育、一時預かり保育等の各種サービスを実施することにより、保護者の多様な働き方に対応した保育を提供しました。</p> <p>③ 小学生児童が放課後等を安全に安心して活動できる場所を提供しました。また、子どもたちが地域の人々と交流し見守られながら、安全・安心に過ごせる環境を提供しまし</p>	2	<p>① 引き続き、公立幼稚園での預かり保育、民間保育所等での延長保育、一時保育、乳児保育、病後児保育、障がい児保育、休日保育等の充実を図り、多様な保育ニーズに対応した保育の提供を実現することで仕事と子育ての両立を支援します。（子ども課）</p> <p>・引き続き、公立幼稚園での預かり保育の充実を図り、多様な保護者の就労状況に対応した預かり保育の提供を実現することで仕事と子育ての両立を支援します。</p> <p>② 引き続き、保護者のニーズに合わせ、延長保育、休日保育、一時預かり保育等の各種サービスを実施することにより、保護者の多様な働き方に対応した保育を提供します。</p> <p>③ 引き続き、小学生児童が放課後等を安全に安心して活動できる場所を提供します。また、子どもたちが地域の人々と交流し見守られながら、安全・安心に過ごせる環境を提供します。（子ども課）</p>
	2	高齢者の暮らしを支えるサービスの実施	<p>① 在宅福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加齢に伴い移動、軽度な身の回りの世話などに支援を要する方に対し、サービスを実施し高齢になっても安心して暮らせる環境を整備します。 	介護福祉課	A	<p>① 移動・身の回りの生活支援サービス実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出支援事業1266名 ・軽度生活援助事業199名 <p>② 安否確認を兼ねた高齢福祉サービス実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システム 224世帯 ・配食サービス 159人 ・愛の定期便(ヤクルト配付150人) <p>高齢者の外出支援や家庭内の軽度な作業の生活支援サービスを行いました。上記の②安否確認を兼ねたサービスを実施し、安心して暮らせる環境を整備しました。（介護福祉課）</p>	2	地域や関係機関等と連携して高齢者の見守り強化と高齢福祉サービスの充実を図ります。また、利用者の個々の生活実態を踏まえて、適切なサービス提供に努めます。（介護福祉課）
	3	障がい者の介護支援の充実	<p>① 在宅支援サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の家族や介護者の負担軽減を図り、仕事と介護の両立ができるよう在宅支援サービスの充実を図ります。 	社会福祉課	A	<p>① 「小美玉市障がい者計画(第5次)・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(R3～R5)」に基づき、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス、障がい児通所支援の提供をはじめ、ライフステージの課題やニーズに応じたサービス利用に向けて、計画相談支援によるケアマネジメントにより、きめ細かな支援を行いました。（社会福祉課）</p>	2	「小美玉市障がい者計画(第5次)・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(R3～R5)」に基づく障がい者施策の一層の推進を図り、引き続き、障がい福祉サービス等の充実を図ります。（社会福祉課）
	4	子育てや介護を支えるネットワークの整備	<p>① 子育て中の親の交流の場・ネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子育て広場」等を開催し、通所していない子どもや保護者の交流機会や情報交換の場を提供し、子育てに対する不安の解消を図り、安心して子育てができる交流の場を提供します。 ・子育て中の親の交流の場を提供し、子育てに関する情報提供、相談、場の活性化等を行います。これにより、子育て中の親の不安を解消し、安心して子育てができる環境を整備します。 	子ども課 健康増進課	A	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週土日に子育て広場を開き、親子の交流の場を提供することができました。（子ども課） ・乳幼児と保護者を対象に、育児不安解消と親子の交流の場として「育児相談」「10か月児相談」を実施しました。 <p>「育児相談」 実施回数：12回 参加者数：623人</p> <p>「10か月児相談」 実施回数：12回 参加者数：521人（健康増進課）</p>	2	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して子育て広場を開き、保護者の子育てに役立てよう努めます。（子ども課） ・引き続き、育児不安の軽減及び交流の場となるよう、専門職による相談や育児に関する情報提供等の内容を充実し事業を実施します。（健康増進課）
	5	子育て、介護を支える環境の整備に向けた事業者、労働者への働きかけ	<p>① 茨城県結婚・子育て応援企業表彰の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の結婚支援や子育て支援に積極的な取り組みを行っている企業を対象にした「茨城県結婚・子育て応援企業表彰」で入賞した企業の事例集等を関係機関へ配布及び窓口等へ設置します。 <p>② 介護者のリフレッシュ事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護者の身体的、精神的な負担を軽減するため、介護者の交流や心身の回復を図る場を提供します。 <p>③ ファミリー・フレンドリーの紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の活躍を推進する優れた企業への「ファミリー・フレンドリー」表彰制度の周知を図ります。 	子ども課 介護福祉課 商工観光課	A	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成29年度をもって終了しています。（子ども課） ② 感染症予防対策を講じた介護者のついでいを実施しました。実施 3回 参加19名（うち1回はコロナ拡大により小冊子のみ配付）（介護福祉課） ③ 小美玉市企業連絡協議会へ表彰制度の概要をメールにて周知しました。（商工観光課） 	2	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成29年度をもって終了しています。（子ども課） ② 在宅で介護している市民の身体的、精神的負担を軽減するため、介護者の交流事業の実施と、制度や事業の啓発に努めます。（社会福祉協議会委託事業） ③ パンフレット・リーフレット・メールを活用した広報活動に努めます。（商工観光課）

基本目標3 安心・幸せ

生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する

重点目標1 安心して暮らせる環境の整備

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価		令和4年度事業予定	
					実施状況	取組の実績		
② 高齢者、障がい者、LGBT等が安心して暮らせる環境の整備	6	高齢者の自立支援に関するサービスの充実	<p>① 高齢者の趣味や生きがいづくりの推進 ・高齢者が体力的に無理のない範囲で積極的な社会参加をすることで、交流機会が拡大し、生きがいをもって生活できるよう支援します。 ・活動場所に配慮し、高齢者が参加しやすい環境を整備します。</p> <p>② 介護予防の推進 ・要支援者等の多様なニーズに対応できるよう、市独自の事業を提供し、介護予防に努められるよう取り組みます。</p>	介護福祉課	A	<p>①56の単位老人クラブが小美玉市老人クラブ連合会に加入し、各々の地区で社会奉仕活動(ボランティア活動)や健康増進活動(スポーツ大会参加等)に取り組み、交流を図りながら積極的な生きがいづくりの活動に取り組んでいます。 また、R3年度も新型コロナウイルスの感染予防のため敬老記念品を高齢者に配付するなど方法を代えて地区敬老会事業を実施して高齢者との交流を持つ機会をつくり生きがい支援につながりました。 高齢者が活動しやすい環境整備(地区グラウンドや公民館の整備)については、各会長・区長に一任しています。 ②なるべく介護を必要としない暮らしをおくことを目的に、介護予防・生活支援サービス、一般介護予防事業を実施しました。 訪問型サービスC(短期集中予防サービス) サービス提供数11回、延17名 通所型サービスA(基準緩和型サービス) 3事業所 延4193名 通所型サービスC(短期集中予防サービス) サービス提供数14回、延52名 脳の健康教室(認知症予防教室) 18回 延279名 認知症サポーター養成講座 4回 67名養成 体幹トレーニング(運動教室) 5回 延89名 ズンバゴールド(運動教室) 10回 延175名 地域介護予防活動支援事業 103回 延345名 地域リハビリテーション活動支援事業 3回 34名 シルバーリハビリ体操指導士3級養成講座 5回 実9名 (介護福祉課)</p>	2	<p>①高齢者が安心して生きがいづくりに参加できるように、老人クラブの活動や敬老会事業の更なる活性化に向けて各会長や区長と連携を図ります。また、広報紙等でのPRと活動参加の促進に努めます。 ②引き続き、訪問型サービス、通所型サービス等に取り組み、要介護状態になることの予防、住み慣れた自宅や地域での自立した日常生活の支援に努めます。(介護福祉課)</p>
	7	障がい者の自立支援に関するサービスの充実	<p>① 福祉サービスの充実 ・障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、個々の状況に応じた相談支援を実施し、適切な福祉サービスの提供と充実に努めます。</p> <p>② 障がい者スポーツレクリエーション教室の開催 ・レクリエーション活動を通じた障がい者の体力増強、余暇活動の質の向上、参加者同士の交流を深めるため、障がい者スポーツレクリエーション教室を開催し、社会参加の促進を支援します。</p>	社会福祉課	A	<p>①「小美玉市障がい者計画(第5次)・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(R3～R5)」に基づき、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス、障がい児通所支援の提供をはじめ、ライフステージの課題やニーズに応じたサービス利用に向けて、計画相談支援によるケアマネジメントにより、きめ細かな支援を行いました。 ②新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。(社会福祉課)</p>	2	<p>①「小美玉市障がい者計画(第5次)・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(R3～R5)」に基づく障がい者施策の一層の推進を図り、引き続き、障がい福祉サービス等の充実に努めます。 ②引き続き、地域のニーズや実情に応じた各種事業の充実を図ります。(社会福祉課)</p>
	8	多様な福祉サービスの展開	<p>① 相談業務の充実 ・「家庭児童相談室」に相談員を配置し、相談員と行政が密に情報を共有しながら、多様化する家庭の様々な悩み・相談に応じ問題解決へのアドバイスに努めます。また、県等の研修に積極的に参加し、相談体制の充実・相談員の資質向上に努めます。</p> <p>② 各種助成等の情報提供 ・住宅のリフォームへの助成金等、活用できる社会資源を増やすため、広報紙や市ホームページ等で情報を提供します。</p>	子ども課 社会福祉課 介護福祉課	A	<p>①家庭相談員3名、母子父子自立支援員2名を配置し、相談業務を行いました。子ども課職員及び他部署、他機関と連携を取り、多様化する問題への対応に努めました。(子ども課) ②障がい者の住宅改修や難病患者への福祉見舞金等の助成制度をはじめ、障がい者に対する福祉制度については、市ホームページへの掲載や広報紙の活用を図るとともに、「障がい福祉のしおり」の作成による情報提供を行いました。(社会福祉課) ホームページやパンフレットにて、住宅改修等の介護保険制度の周知を実施しました。(介護福祉課)</p>	2	<p>①これまでの体制を継続し、また、研修への参加等により相談体制の充実・相談員・職員の資質向上に努めます。(子ども課) ②引き続き、障がい福祉施策及び各種助成制度について、情報提供を図ります。(社会福祉課) 引き続き、ホームページやパンフレットにて、住宅改修等の介護保険制度の周知を図っていきます。(介護福祉課)</p>
9	LGBT(性的マイノリティ)への支援	<p>① LGBTに対する支援・情報提供 ・性的マイノリティへの不当な差別など当事者やその家族が抱える課題解決を図るため、性的マイノリティに関する支援方針を検討します。 ・性的マイノリティの当事者の方や家族、企業や学校等で当事者に接する方が抱えている不安や悩みなどの解消等を図るため開設された「茨城県性的マイノリティに関する相談室」など県の支援に関する情報などを提供します。</p>	市民協働課	A	<p>・男女共同参画推進委員を対象に、「性的マイノリティに対する正しい理解について」の講座を開催しました。 ・LGBTに対する支援として、「茨城県性的マイノリティに関する相談室」に関する情報提供を市ホームページに掲載しました。 ・男女共同参画推進パネル展のテーマの一つに、「性的マイノリティに関する理解を！」を掲げ、展示を行いました。(市民協働課)</p>	2	<p>・LGBTに対する支援として、「茨城県性的マイノリティに関する相談室」に関する情報提供を行います。(市民協働課)</p>	

基本目標3 安心・幸せ

生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する

重点目標1 安心して暮らせる環境の整備

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価			令和4年度事業予定
					実施状況	取組の実績	取組評価	
③ 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	10	防災体制の強化	①防災会議等への女性の参加 ・防災会議等への女性の委員登用を推進します。	防災管理課	A	防災会議委員に女性2名を登用しました。(防災管理課)	2	防災会議等の女性委員が増えるように働きかけます。(防災管理課)
	11	自主防災の強化	①災害時、高齢者・障がい者・外国人への支援 ・災害時要支援者名簿を用いて、災害時の避難等における優先順位や支援における区別を明確化し、万一の事態に円滑な対応ができるよう備えます。 ②高齢者や外国人向けの防災パンフレットの周知 ・災害時の避難や行動など、それぞれ対象に応じたパンフレットで周知をします。	防災管理課 市民協働課	A	①新型コロナウイルス感染予防のため、外国人を対象にした避難訓練は、未実施となりました。(市民協働課) 避難行動要支援者の個別避難計画を作成した社会福祉課と情報を共有しました。 ハザード内にある要配慮者利用施設でヒアリングを行い災害時の避難行動・市役所への連絡体制について確認しました。(防災管理課) ②県助産師会作成の防災ハンドブック、防災グッズハンドブックを市内の3施設に設置、配布を行いました。(防災管理課)	2	①外国人を対象にした避難訓練を実施できるよう努めます。(市民協働課) 洪水ハザード・急傾斜地内の要支援者人数の再確認避難支援マニュアルの作成を行います。(防災管理課) ②対象に応じてパンフレットが配布できるように設置場所を工夫します。(防災管理課)
④ 地域・社会活動への男女共同参画	12	地域活動に関する情報提供	① 広報紙、市ホームページによる情報発信 ・より多くの人が地域活動に参加するきっかけをつかめるよう各種の媒体を用いて、市民への情報発信を積極的に行います。	市民協働課	A	各行政区ごとの情報を掲載できたことにより、より地域を知ってもらうための情報発信体制が整いました。(市民協働課)	2	継続的に情報を更新して、より多くの方に知っていただけるような準備をします。(市民協働課)
	13	地域活動を担うための人材育成	① リーダー育成のための講習会の開催 ・地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できる人材を育成する講習会を開催します。 ・社会福祉協議会へ委託し、ボランティアに関するリーダー養成やボランティア養成講座の開設等を行います。	市民協働課 社会福祉課	A	新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。(市民協働課) 委託した社会福祉協議会による「マスクづくり」「社会から引きこもりをなくすための支援」「傾聴」といったボランティア養成講座の実施や、フォローアップの研修等を実施しました。(社会福祉課)	2	引き続き、まちづくりの担い手の育成を目的として「おみたまふるさと塾」を開催します。女性の積極的な参加を促します。 実施期間:1月～3月(4回) 参加予定人数:20名(市民協働課) 引き続き、ボランティアリーダーとなる人材の確保に努め、委託により養成講座等を実施するなど、ボランティアに関する人材育成を図ります。(社会福祉課)
	14	地域社会における女性の人材活用	① 女性人材情報の収集・提供 ・優れた知識、技能、経験等を持つ女性の人材情報をリスト化し、情報提供をします。	市民協働課	A	「女性人材リスト」を作成し、各部署に周知及び活用促進を図りました。(市民協働課)	2	引き続き、「女性人材リスト」について、各部署に周知し活用促進を図ります。(市民協働課)
	15	女性の社会参画に向けた市民の意識づくり	① 広報紙、市ホームページ、SNS等による情報発信、パンフレットの配布 ・女性が積極的に社会に参画できるよう、女性の社会参画の重要性について啓発活動を行います。	市民協働課	A	各種媒体やパネル展示等による広報・啓発活動を行いました。また、市内のイベント等での啓発については、新型コロナウイルス感染予防の観点から中止となりました。(市民協働課)	2	引き続き、各種媒体による広報・啓発活動を行います。また、市内のイベント等での啓発については、新型コロナウイルス感染状況を見極めながら行います。(市民協働課)

基本目標3 安心・幸せ 生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する

重点目標2 心と身体の保護

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価			令和4年度事業予定
					実施状況	取組の実績	取組評価	
① 生涯を通じた健康保持の支援	16	母体保護に関する啓発	① 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス・ライツ)についての啓発 ・母体保護と女性の権利尊重の視点から、性と生殖に関する健康と権利の重要性を認識できるよう、活動を展開します。	健康増進課	A	①ハローベビー教室「育児編」について夫婦で参加できるよう休日開催としました。 実施回数:6回 参加人数:59人(健康増進課)	2	引き続き、母性保護に関する啓発について各教室で助産師等による指導を実施します。(健康増進課)
	17	性に関する学習機会の提供	① 学校教育における性教育の充実 ・発達段階に応じた男女の性の尊重、命の尊さに重点をおいた性教育の内容の充実を図ります。また、教職員の指導力向上を目的とした研修を行います。 ② 思春期の生徒を対象とした相談体制の充実 ・思春期の生徒やその保護者が、思春期の健康や心の悩みについて、気軽に相談できる窓口を積極的にPRします。また、相談員の資質向上に努めます。	教育指導課	A	①性教育講演会等を実施し、保護者への啓発を図りました。児童生徒については、特別活動や保健体育科等で、発達段階に応じた授業を行いました。 ②9名の教育相談員を、適応指導教室2か所(ハーモニーおみたま、パステルおみたま)と指導係に配置しました。来所による相談や、電話による相談を実施しました。(学校教育課・指導係)	2	①性教育に関わる講演会等を実施します。特別活動や道徳、保健体育等の授業においても性教育について取り上げ、児童生徒に指導してまいります。 ②8名の教育相談員を、適応指導教室と指導係に配置します。電話や来所による相談及び通級児童生徒への支援の充実を図ります。(学校教育課・指導係)

基本目標3 安心・幸せ 生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する

重点目標2 心と身体の保護

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価			令和4年度事業予定
					実施状況	取組の実績	取組評価	
① 生涯を通じた健康保持の支援	18	母子保健事業の拡充	① 妊産婦健康診査の公費負担の拡充 ・母体や胎児の健康を確保し、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊産婦健康診査の公費負担を拡充します。 ② 妊娠・産後期の健康づくり ・妊産婦とその配偶者を対象とした「ハローベビー教室」の開催、母子健康手帳交付時のパンフレット配布等を通して、妊娠中の健康管理や育児に関する指導を行います。 ③ 訪問指導、産後ケア事業、乳幼児健診の実施 ・生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる家庭には、委託助産師や市の助産師、保健師が訪問し、相談に応じます。 ・訪問時の状況に応じ、育児不安軽減のため産後ケア事業に繋がります。 ・該当する家庭には健診の通知を送り、健診受診率向上を図り、乳幼児の順調な発育を促進します。	健康増進課	A	①妊産婦届出された妊婦に対し、母子健康手帳の交付と併せて妊産婦乳児委託健診受診票を交付し、健診費用の負担軽減を図りました。 延受診者数:4,037人 ②妊婦及びその家族を対象に「ハローベビー教室」を開催しました。 実施回数:6回 参加延人数:妊婦31人、家族28人 ・母子健康手帳交付時、妊娠出産育児に関する資料を配布しました。 妊産婦届出者数:312人 ③出生連絡票を基に助産師保健師による乳児全戸訪問を実施しました。 訪問達成率:98.7% ・産後ケア利用者:デイクア延5人 ・4か月児健診、1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診を各12回実施しました。健診未受診者に対し、通知及び電話訪問等で受診勧奨を行いました。 平均受診率:95.7%(健康増進課)	2	①妊婦健診について14回分、産婦健診について2回分を公費負担します。 ②引き続き、妊娠届出時に保健指導及びパンフレット等の資料を配布します。「ハローベビー教室」では、家族が参加しやすいよう配慮し、休日開催も実施します。 ③乳児全戸訪問については、特に生後1か月以内の訪問率向上を目標に取り組み、育児不安軽減を図ります。また、産後の心身のケアや育児サポートのため、必要に応じ産後ケアに繋がります。乳幼児健診については、未受診者対策を徹底し、引き続き高い受診率を維持し、指導内容を充実し実施します。(健康増進課)
	19	健康意識の向上、健康管理の充実	① 各種健診、健康教育・健康相談事業の充実 ・生活習慣病や女性特有の疾病、更年期障がいや骨粗しょう症等、年齢に応じた健康診査や健康相談を行います。健康に関する正しい知識を普及させ、健康管理への自覚を高められるよう支援を行います。 ② 地域・職域連携の推進 ・市民が受診しやすい環境で自身に必要な健診や健康相談などが受けやすい環境を整備していきます。 ③ こころの健康への支援 ・広報紙等による知識の普及啓発と、ホームページの「こころの体温計」の活用促進を図ります。また、ゲートキーパーの養成やこころの健康相談を充実させ、サポート体制を整えます。	健康増進課	A	①生活習慣病や骨粗しょう症などに関する知識の普及を図るため、生活習慣病予防相談会や病態別教室などを実施しました。また、地区組織等からの要請により、保健師や管理栄養士等による健康教室等も実施し、生涯にわたる健康管理への自覚が高まるよう支援しました。 ②生活習慣病予防健診(特定健診含む)や各種がん検診を総合健診および住民健診として実施し、休日健診や医療機関検診を継続実施し、受診者の利便性を図りました。 ・総合・住民健診 年間 34日(うち休日4日) ・女性のがん検診 年間 25日(うち休日5日) (健康増進課) ③「こころの健康相談」の実施や「こころの体温計」の利活用を勧める内容の関連記事を広報おみたま等に掲載し、周知を図りました。 ●こころの健康相談を市内3か所で開催し、延33人の利用がありました。(健康増進課)	2	①生活習慣病予防相談会や、病態別教室・ほねぶと講習会等を通じて、健康寿命の延伸・医療費の削減に寄与します。 ②子宮・乳がんを含む各種健診の実施をします。昨年度同様、日曜日検診日や午前中の乳がん検診を設定し、受診者の利便性を図ります。(健康増進課) ③引き続き、こころの健康相談を実施するとともに、相談会やこころの体温計の利活用をすすめるための広報活動を実施します。(健康増進課)

基本目標3 安心・幸せ

生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する

重点目標2 心と身体の保護

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価			令和4年度事業予定
					実施状況	取組の実績	取組評価	
② DV防止対策の強化	20	DV、セクハラ防止のための広報・啓発活動	① 広報活動の実施 ・被害者、加害者双方を視野に入れ、DVやセクハラとはどういったものなのか、被害を受けた時や被害を目撃したときにどのような行動を起こせばいいのかわかるための広報活動を行います。 ② 市民への啓発 ・女性に対する暴力をなくす運動を推進し、DV、児童虐待などあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけていきます。	市民協働課	A	①市役所窓口、公共施設等にDV相談カード等を設置し、DV、セクハラ防止のための広報活動に努めました。 ②DV、セクハラ防止のための啓発活動を行いました。また、「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間に合わせ、パープル・ライトアップやパネル展を実施しました。(市民協働課)	2	①引き続き、市役所窓口、公共施設等にDV相談カード等を設置し、DV、セクハラ防止のための広報活動に努めます。 ②引き続き、DV、セクハラ防止のための啓発活動を行います。また、「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間に合わせ、パープル・ライトアップやパネル展を実施し広く周知するよう努めます。(市民協働課)
	21	教職員の能力の向上とサポート体制	① 教職員資質能力向上の研修の実施 ・小美玉市教育研究会(市内公立小中学校教職員で構成)において、デートDVや性の多様性についての研究を推進します。 ・小美玉市教育研究会の研究調査事業に要する経費について補助金を交付します。	教育指導課	A	小美玉市教育研究会が中心となり、各教科・領域ごとに研修に取り組み、教職員の資質能力向上を図りました。(教育指導課・指導室)	2	引き続き、各教科・領域について、小美玉市教育研究会を中心に研修の機会を設け、教職員の資質能力向上を目指します。(教育指導課・指導係)

基本目標3 安心・幸せ

生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する

重点目標2 心と身体の保護

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価			令和4年度事業予定
					実施状況	取組の実績	取組評価	
② DV防止対策の強化	22	相談体制の整備	① 被害を訴える場(相談窓口)の周知活動 ・DVやセクハラ被害の相談窓口をより広く周知できるよう努めます。 ・被害者からの相談については、母子・父子自立支援員・関係機関と共に随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努めます。電話対応、各支所への出張を行い、相談しやすい環境作りに努めます。 ・DVやセクハラ被害を受けたときや被害を目撃したときに被害の相談をできる相談場所について広報紙や市ホームページ等から情報提供を行います。	子ども課 市民協働課	A	・令和3年度に市ホームページの内容を見直し相談窓口の周知に積極的に取り組みました。相談があった際には、具体的でわかりやすいアドバイスすることに努め、相談者の意向に沿った支援を行いました。(子ども課) ・被害を訴える場(相談窓口)について、広報紙や市ホームページ等に掲載し情報提供を行いました。(市民協働課)	2	・引き続き周知を行い、相談があった場合にはこまめな電話対応、出張相談、オンライン相談などを活用し、相談しやすい環境づくりに努めます。(子ども課) ・引き続き、被害を訴える場(相談窓口)について、広報紙や市ホームページ等に掲載し情報提供を行います。(市民協働課)
	23	DV被害者の緊急時保護と自立に向けた支援の強化	① DV被害者の緊急時保護と自立に向けた支援の強化 ・被害者からの相談については、母子・父子自立支援員・関係機関と共に随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努めます。 ・被害者の安全確保と生活再建に向けて、関係機関等と連携調整しながら、必要に応じ施設入所等の保護を行います。 ② 被害者の個人情報の保護 ・被害者の安全確保のため、住民基本台帳や学齡簿等の閲覧、住民票等の交付制限等、個人情報の保護を徹底します。	子ども課 市民課 教育指導課	A	① 県の女性相談センターや警察との連携に努め、被害者からの相談に速やかに対応することができました。入所施設との連携を行い、入所者の自立支援にも取り組みました。(子ども課) ② 被害者からの支援措置申出及び警察署の意見書等に基づき、DV等の加害者に所在を知られないようにするため、住民票、戸籍の附票の写し等の交付制限を行いました。 ・住民基本台帳事務における支援措置申出件数:39件(市民課) ・学校における名簿や写真等、個人情報の取り扱いについて共通理解し、保護に努めています。(教育指導課・指導室)	2	① 今後も関係機関と連携を密に行い、相談者の安全を確保しながら自立を目指した支援に取り組みます。(子ども課) ② 引き続き、被害者の個人情報の保護を徹底します。(市民課) ・引き続き、学校における個人情報の保護を徹底します。(教育指導課・指導係)
	24	DV対策に向けた庁内の連携	① 庁内DV対策連携体制の強化 ・被害者の具体的な支援策を協議、調整するため、庁内の連携体制の強化を図ります。	子ども課 市民協働課	A	・市民課、医療保険課と連携をとり、相談者の安全を守りながら手続きを進めることに努めました。(子ども課) ・関係部署と連携体制の強化を図り、被害者の支援に努めました。(市民協働課)	2	・引き続き他部署との連携を密にし、スムーズに相談対応することに努めます。(子ども課) ・引き続き、関係部署と連携体制の強化を図り、被害者の支援に努めます。(市民協働課)
	25	担当職員の資質向上	① 庁内外への研修への参加促進 ・相談や緊急時の保護等、被害者の支援に適切な対応が取れるよう、また、被害者に対する二次被害を防止するため各種研修会への積極的な派遣を行います。	子ども課	A	県で実施する研修に積極的に出席しました。(子ども課)	2	今後も開催される研修には積極的に出席し、担当職員の資質向上に努めます。(子ども課)

基本目標4 創る・進める

推進体制を整備する

重点目標1 推進体制の整備・充実

施策の方向性	No.	施策	施策の内容	担当課	実績状況及び担当課による自己評価			令和4年度事業予定
					実施状況	取組の実績	取組評価	
① 計画の推進、管理体制の整備	1	推進、進行管理体制の整備	① 小美玉市男女共同参画推進委員会の開催 ・計画を着実に推進するため、委員会を継続的に開催し、検討を行います。 ② 事業実施状況の取りまとめ(毎年度) ・計画の進捗状況を把握し、広報紙や市のホームページを通して市民に情報を公開します。	市民協働課	A	男女共同参画推進委員会を5回開催し、計画の進捗状況について報告及び検討を行いました。(市民協働課)	2	計画を着実に推進するため、男女共同参画推進委員会を継続的に開催し、計画の進捗状況について報告及び検討を行います。(市民協働課)
					B	計画の進捗状況の取りまとめを行い、市ホームページを通して、情報を公開しました。(市民協働課)		引き続き、計画の進捗状況の取りまとめを行い、広報紙や市ホームページを通して、情報公開を行います。(市民協働課)
② 市民・事業者・民間団体等との協働のネットワークづくり	2	市民、事業者、民間団体等との協働	① 市民、事業者、民間団体等の自主的な取り組みへの支援 ・男女共同参画に取り組みやすい環境づくりを事業者等に働きかけるため、子育て支援に積極的に取り組む「茨城県結婚・子育て応援企業表彰」の入賞事例の紹介等、情報提供に努めます。 ・男女共同参画に関する自主的な取り組みを行う市民、事業者、民間団体と事業を協働で行い、ネットワークづくりに努めます。	子ども課 市民協働課	B	・平成29年度をもって終了しています。(子ども課) ・新型コロナウイルス感染予防のため、団体等と協働で男女共同参画に関する事業を行うことができませんでした。(市民協働課)	2	・平成29年度をもって終了しています。(子ども課) ・自主的に取組を行っている団体等と協働で男女共同参画に関する事業を行いネットワークづくりに努めます。(市民協働課)
					A	国、県、近隣市町村等の男女共同参画の施策について情報収集に努めました。(市民協働課)		引き続き、国、県、近隣市町村等の男女共同参画の施策について情報収集を行い、整合性に配慮しながら施策の実現へ反映できるよう努めます。(市民協働課)
	3	国、県、近隣市町村との協調	① 国、県、近隣市町村の男女共同参画の施策に関する情報収集 ・国、県、近隣市町村等の男女共同参画に関する施策について情報収集を行います。	市民協働課	A	国、県、近隣市町村等の男女共同参画の施策について情報収集に努めました。(市民協働課)	2	引き続き、国、県、近隣市町村等の男女共同参画の施策について情報収集を行い、整合性に配慮しながら施策の実現へ反映できるよう努めます。(市民協働課)